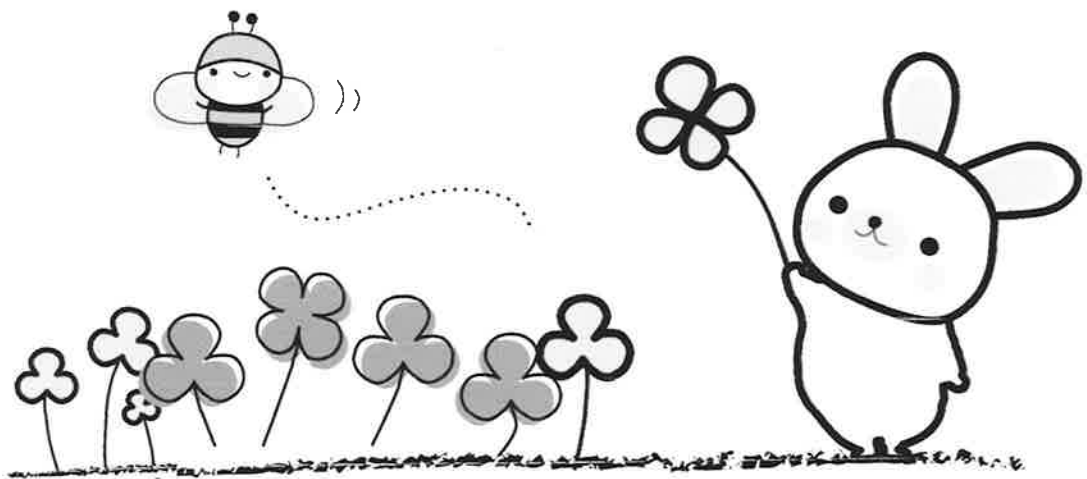


長嶺小学校
2023年度PTA総会

議案書



とき 令和5年4月21日（金）18：00～19：00
（長嶺小学校HP 4月17日より掲載）
ところ 地域連携室

ご意見のある方は総会当日に地域連携室にお越しいただくか、ネット環境より
「意見書インターネット版」にて送信ください。
尚、ご提出のない場合は、賛成いただいたと判断させていただきます。
意見書提出期限： 令和5年4月21日（金）17時30分



PTA総会

目 次

- ・ P T A の歌
- ・ 第 1 号議案 令和 4 年度会務報告
- ・ 第 2 号議案 令和 4 年度決算報告
 - ・ ①決算報告
 - ・ ②会計監査報告
- ・ 第 3 号議案 令和 5 年度会務計画（案）
- ・ 第 4 号議案 令和 5 年度予算（案）
- ・ 第 5 号議案 令和 5 年度新役員（案）
- ・ 第 6 号議案 長嶺小学校PTA規約（案）
参考資料「比較資料 元規約」
- ・ その他

PTAの歌

春 日 紅 路 作詞
西 条 八 十 補詞
古 閑 裕 而 作曲

Moderate



はるかぜそよそよふくまどに ことりもくるくる とんでくる



あかるい まーどーよ ほほえむ か およ



さくらのー はなさく はるのう たー



みんな で いっしょ に うた おう よ

1.

春風そよそよ 吹く窓に

小鳥もくるくる とんでくる

明るい窓よ ほほえむ顔よ

さくらの花咲く 春の唄

みんなでいっしょに うたおうよ

2.

みどりに輝く 学校が

明るい家庭を よんでいる

希望の町よ 希望の村よ

文化の光に 手をのべて

子どもといっしょに 進もうよ

3.

あふれる力に 健康に

子どもがよんでる おどってる

みのりの秋よ もみじの丘よ

こころも楽しい ハイキング

子どもといっしょに おどろうよ

4.

世界を結んだ 大空に

ひびいて子どもの 胸がなる

あしたの鐘よ タベの鐘よ

平和で住みよい 日本を

みんなでいっしょに つくろうよ

第1号議案

令和4年度 会務報告
(2022年度)

※毎週金曜日 ブックメイトタイム

※毎週月曜日 花キューピット

※各月程度 ベルマーク

※各学年の学年集会の日程はそれぞれの学年で決定する。

※広報委員会 PTA新聞「ていーらかんかん」発行

令和4年(2022年)

4月

- 5日(火) 市PTA役員会
- 8日(金) 赴任式・始業式
- 11日(月) 入学式
- 14日(木) 定例役員会
- 22日(金) 長嶺小学校PTA総会(紙面総会)
- 29日(金) 休日授業参観・拡大運営委員会(コロナ禍にて中止)

5月

- 10日(火) 市PTA役員会
- 12日(木) 定例役員会
- 14日(土) 市PTA連合会定期総会
- 20日(金) 第1回PTA運営委員会(コロナ禍にて中止)
- 21日(土) 地区PTA連合会定期総会

6月

- 7日(火) 市PTA役員会
- 9日(木) 定例役員会
- 15日(水) 第1回市単P事務担当者連絡会
- 26日(日) PTA清掃作業①

7月

- 5日(火) 市PTA役員会
- 7日(木) 定例役員会
- 14日(木) 長嶺っ子祭実行委員会1回目(コロナ禍にて中止)

8月

- 2日(火) 市P役員会
- 25日(木)～27日(土) 日本PTA研究大会

9月

- 5日(月) 校内童話お話大会予選会
- 6日(火) 市PTA役員会
- 7日(水) 第2回市単P事務担当者連絡会
- 8日(木) 定例役員会
- 16日(金) 第2回PTA運営委員会

10月

- 4日(火) 市PTA役員会
- 6日(木) 定例役員会
- 12日(水) 島尻地区童話・意見発表会
- 16日(日) PTA清掃作業②
- 17日(月) 島尻地区童話・意見発表会
- 21日(金) 糸満地区陸上競技大会(役員のサポート)
- 30日(日) 運動会

11月

- 1日(火) 市PTA役員会
- 8日(火) 地区童話・お話・意見決勝大会
- 10日(木) 定例役員会
- 20日(日) 長嶺っ子祭り
- 19日(土) 島尻地区PTA研究大会(南風原・与那原)

12月

- 1日(木) 定例役員会
- 2日(金) 役員会及び市P連懇親会
- 11日(日) 学習発表会
- 17日(土) 九州PTA研究大会(沖縄)
- 18日(日) 九州PTA研究大会(沖縄)
- 22日(木) 県童話お話大会

2023年

1月

- 10日(火) 市PTA役員会
- 12日(木) 定例役員会
- 15日(日) 5学年レク実施
グッジョブとみぐすく☆わくわくワーク
- 22日(日) 6学年レク実施
- 26日(木) 授業参観・校内学力推進報告会

2月

- 4日(土) 4学年レク実施
- 7日(火) 市PTA役員会
- 9日(木) 定例役員会
- 15日(水) 単P事務担当連絡会
- 16日(木) 第3回PTA運営委員会
- 19日(日) 2学年レク、3学年レク実施
- 26日(日) PTA清掃作業③

3月

- 7日(火) 市PTA役員会
- 9日(木) 定例役員会
- 10日(金) ブックメイトタイム 最終日
- 17日(金) 卒業式
- 22日(水) 修了式、離任式

PTA主催教職員送別会開催(コロナ禍にて中止)

令和 04 年度決算

収入合計:	3,690,369
支出合計:	2,996,939
繰越金:	693,430

単位:円

収入の部

款	項	目	科 目	令和 04 年度予算額	令和 04 年度決算額	差 額	備 考
1	1	1	会費	1,953,000	2,482,000	529,000	408世帯納入
2	1	1	雑収入	0	23,811	23,811	預金利息・過年度PTA会費・リサイクル販売 他
3	1	1	祭り収入	0	124,963	124,963	R4年度 長嶺っ子祭り収益
4	1	1	繰越金	1,059,595	1,059,595	0	
	1	2	助成金	0	0	0	
			合 計	3,012,595	3,690,369	677,774	

単位:円

款	項	目	科 目	令和 04 年度予算額	令和 04 年度決算額	増 減	備 考
1			運営費	1,548,000	1,482,075	65,925	
	1		会議費	125,000	77,783	47,217	
		1	総会費	20,000	0	20,000	定期総会/年1回
		2	歓迎迎会費	50,000	32,240	17,760	歓迎会/送別会
		3	諸会議費	55,000	45,543	9,457	定例・運営・拡大運営 等
	2		事務費	1,423,000	1,404,292	18,708	
		1	役員手当	203,000	181,000	22,000	執行部・各学年お世話係・各専門委員長 ※
		2	会計手当	840,000	840,000	0	書記会計手当
		3	消耗品費	80,000	79,220	780	文具・コピー用紙・インク代 他
		4	通信費	100,000	88,978	11,022	電話料・郵便切手
		5	備品費	150,000	196,480	▲ 46,480	PTA室用メタルラック・資材 等
		6	交通費	10,000	8,614	1,386	各大会交通費・PTA活動による研修勉強会等
		7	渉外費	20,000	0	20,000	記念・祝賀会等、参加費
		8	慶弔費	20,000	10,000	10,000	香典(2名)
2			活動費	802,000	900,505	▲ 98,505	
	1		学年活動費	195,000	232,682	▲ 37,682	
		1	1学年	30,000	38,156	▲ 8,156	ギフト文具代
		2	2学年	30,000	32,599	▲ 2,599	講師代・ギフト文具代
		3	3学年	30,000	31,800	▲ 1,800	講師代・ギフト文具代
		4	4学年	30,000	33,900	▲ 3,900	講師代・ギフト文具代
		5	5学年	45,000	53,347	▲ 8,347	十三祝い補助含む・ギフト代
		6	6学年	30,000	42,880	▲ 12,880	講師代・ギフト文具代
	2		委員会活動費	275,000	254,073	20,927	
		1	ベルマーク	20,000	18,352	1,648	ベルマーク収集袋・作業用具 他
		2	校外指導	5,000	2,430	2,570	駐車場係飲み物等 他
		3	家庭教育	10,000	1,213	8,787	活動用備品・講師茶菓子 他
		4	広報	150,000	164,056	▲ 14,056	PTA新聞用紙・印刷費・デザイン料 他
		5	環境整備	20,000	17,625	2,375	PTA作業用具、お茶・菓子 他
		6	保健体育	20,000	463	19,537	耳鼻科検診補助 他
		7	ブックメイト	20,000	19,979	21	本・修繕費 他
		8	花キューピット	30,000	29,955	45	生花、造花、季節品費 他
	3		特別活動費	332,000	413,750	▲ 81,750	
		1	児童支援金	20,000	19,518	482	平和講習講師代、陸上用スパイク
		2	傷害保険	80,000	73,460	6,540	安全会、会員対象個人情報漏洩保証制度
		3	研修費	150,000	250,370	▲ 100,370	PTA研究大会 旅費・参加費 他
		4	校内電話お話大会	10,000	6,372	3,628	校内電話お話大会運営費、参加賞図書カード
		5	入学・卒業式典	72,000	64,030	7,970	入卒盛花・卒一輪花・コサージュ3万
3			協力費	280,000	248,217	31,783	
		1	分担金	220,000	218,540	1,460	島尻地区P連・豊見城市P連
		2	児童活動	30,000	29,677	323	地区陸上大会選手サポート 他
		3	行事活動	30,000	0	30,000	
4			予備費	282,595	266,142	16,453	他科目への流用可。祭り準備金含む
5			周年記念事業積立金	100,000	100,000	0	記念祝賀会積立金
			次年度繰越金		693,430		
			合 計	3,012,595	2,996,939		

※学年お世話係が決まらなかった学年へは手当なし

令和 04 年度 長嶺小学校PTA会計監査報告書

令和 04 年度 長嶺小学校PTA会計監査の結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の日時

令和 5 年 4 月 8 日(土) 8 時 00 分 ~

2. 監査の結果

現金出納帳、科目別出納帳、証拠書類について監査を行った結果、各帳簿とも正確に処理され、決算書は正確に表示されていることを認めました。

3. 決算の概要

収入決算額	¥3,690,369
支出決算額	¥2,996,939
差し引き残高 (次年度繰越金)	¥693,430
周年記念事業積立金残高 (貯金利子含む)	¥1,375,660

令和 5 年 4 月 8 日(土)

監 事

前田長敬



監 事

眞栄田義彦



第3号議案

令和5年度 会務計画（案）

（2023年度）

※隔週金曜日 ブックメイトタイム

※毎週月曜日 花キューピット

※隔月程度 ベルマーク

※各学年の学年集会の日程はそれぞれの学年で決定する。

※広報委員会 PTA新聞「ていーらかんかん」発行

令和5年（2023年）

4月

- 4日（火）市PTA役員会
- 10日（月）赴任式・始業式
- 11日（火）入学式、
- 13日（木）定例役員会
- 21日（金）長嶺小学校PTA総会（紙面総会）

5月

- 9日（火）市PTA役員会
- 11日（木）定例役員会
- 13日（土）市PTA連合会定期総会
- 14日（日）休日授業参観・拡大運営委員会
- 20日（土）地区PTA連合会定期総会
- 26日（金）第1回PTA運営委員会

6月

- 6日（火）市PTA役員会
- 8日（木）定例役員会
- 14日（水）第1回市単P事務担当者連絡会
- 28日（水）授業参観日

7月

- 1日（土）PTA清掃作業①
- 4日（火）市PTA役員会
- 6日（木）定例役員会
- 13日（木）長嶺っ子祭実行委員会1回目

8月

- 1日（火）市P役員会
- 3日（木）定例役員会
- 13日（金）長嶺っ子祭り実行委員会2回目
- 日（金）～ 日（土）日本PTA研究大会（広島大会）

9月

- 5日（火）市PTA役員会
- 7日（木）定例役員会
- 13日（水）第2回市単P事務担当者連絡会
- 15日（金）第2回PTA運営委員会
- 22日（金）授業参観日

10月

- 3日(火) 市PTA役員会
- 5日(木) 定例役員会
- 15日(日) PTA清掃作業②
- 20日(金) 糸満地区陸上競技大会(役員のサポート)
- 28日(土)～29日(日) 九州PTA研究大会(佐賀大会)
- 29日(日) 運動会

11月

- 2日(木) 長嶺っ子まつり実行委員会②
- 7日(火) 市PTA役員会
- 7日(火) 地区童話・お話・意見決勝大会
- 9日(木) 定例役員会
- 18日(土) 島尻地区PTA研究大会
グッジョブとみぐすく☆わくわくワーク

12月

- 1日(金) 島尻地区小学校音楽発表会
- 8日(金) 役員会及び市P連懇親会
沖縄県童話・お話・意見発表大会
- 17日(日) 学習発表会
- 21日(木) 長嶺っ子まつり実行委員会③

2024年

1月

- 9日(火) 市PTA役員会
- 11日(木) 定例役員会
- 14日(水) 第3回豊見城市単P事務担当者連絡会
(土)～(日) 豊見城市生涯学習フェスティバル
- 21日(日) 長嶺っ子まつり
- 25日(木) 授業参観日

2月

- 6日(火) 市PTA役員会
- 8日(木) 新1年保護者説明会
定例役員会
- 14日(水) 単P事務担当連絡会
- 16日(木) 第3回PTA運営委員会
- 25日(日) PTA清掃作業③

3月

- 5日(火) 市PTA役員会
- 7日(木) 定例役員会
- 8日(金) PTA活動おつかれさん会
- 21日(木) 卒業式
- 22日(金) 修了式、離任式

令和 05 年度予算(案)

収入の部

単位:円

款	項	目	科 目	令和 05 年度予算額	令和 04 年度予算額	備 考
1	1	1	会費	1,953,000	1,953,000	年6,000円× 350 世帯× 0.93
2	1	1	雑収入	0	0	預金利息・過年度PTA会費、他
3	1	1	祭り収入	0	0	長嶺っ子祭り収益
4	1	1	繰越金	693,430	1,059,595	
	1	2	助成金	0	0	
			合 計	2,646,430	3,012,595	

支出の部

単位:円

款	項	目	科 目	令和 05 年度予算額	令和 04 年度予算額	増 減	備 考
1			運営費	1,443,000	1,548,000	-105,000	
	1		会議費	100,000	125,000	-25,000	
		1	総会費	10,000	20,000	-10,000	定期総会
		2	歓迎会費	10,000	50,000	-40,000	歓迎会
		3	送迎会費	30,000		30,000	送別会
		4	諸会議費	50,000	55,000	-5,000	役員定例会・運営委員会・拡大運営委員会 等
	2		事務費	1,343,000	1,423,000	-80,000	
		1	役員手当	203,000	203,000	0	執行部・専門委員長
		2	会計手当	840,000	840,000	0	書記会計手当
		3	消耗品費	80,000	80,000	0	文具・コピー用紙・インク代 他
		4	通信費	100,000	100,000	0	電話料・郵便切手
		5	備品費	70,000	150,000	-80,000	パソコン購入 他
		6	交通費	10,000	10,000	0	大会交通費・PTA活動による研修勉強会等
		7	渉外費	20,000	20,000	0	記念・祝賀会等参加費
		8	慶弔費	20,000	20,000	0	市内小中学校記念祝賀会祝儀/香典
2			活動費	805,000	652,000	153,000	
	1		学年活動費	195,000	195,000	0	
		1	1学年	30,000	30,000	0	レク活動費
		2	2学年	30,000	30,000	0	レク活動費
		3	3学年	30,000	30,000	0	レク活動費
		4	4学年	30,000	30,000	0	レク活動費
		5	5学年	45,000	45,000	0	レク活動費(十三祝い補助含む)
		6	6学年	30,000	30,000	0	レク活動費
	2		委員会活動費	250,000	125,000	125,000	
		1	広報	150,000	150,000	0	PTA新聞印刷費 他
		2	ベルマーク	10,000	20,000	-10,000	ベルマーク収集作業費 他
		3	ブックメイト	20,000	20,000	0	読み聞かせ本、修繕費 他
		4	花キューピット	30,000	30,000	0	生花、造花、季節装飾品費 他
		5	校外指導	10,000	5,000	5,000	駐車場係飲み物、作業用具費 他
		6	環境整備	20,000	20,000	0	PTA作業用具費、飲み物 他
		7	家庭教育	5,000	10,000	-5,000	勉強会作業用具費 他
		8	保健体育	5,000	20,000	-15,000	運動会PTA種目景品費 他
	3		特別活動費	360,000	332,000	28,000	
		1	児童支援金	20,000	20,000	0	学校代表等支援費 他
		2	傷害保険	80,000	80,000	0	安全会/会員対象個人情報漏洩保証制度
		3	講演会	40,000		40,000	講演会、ワークショップ
		4	研修費	150,000	150,000	0	PTA研究大会参加費/旅費 他
		5	校内童話お話大会	10,000	10,000	0	校内童話お話大会運営費、学年代表者へ図書券 他
		6	入学式式典	10,000	72,000	-62,000	入学盛花
		7	卒業式式典	50,000		50,000	卒業盛花・卒業生一輪花・コサージュ3万
3			協力費	280,000	280,000	0	
		1	分担金	220,000	220,000	0	島尻地区P連・市P連
		2	児童活動	30,000	30,000	0	地区陸上・地区音楽発表会サポート 他
		3	行事活動	30,000	30,000	0	運動会用警備員配置費
4			予備費	18,430	432,595	-414,165	他科目への流用可、祭り準備金含む
5			周年記念事業積立金	100,000	100,000	0	記念祝賀会積立金
			合 計	2,646,430	3,012,595		

2023年度 新役員 (案)

役職名	氏 名	備 考
PTA会長	嶺島 沙貴	保護者
PTA副会長	末吉 松祥	教頭
PTA副会長	具志堅 莊一	保護者
PTA副会長	安里 利江子	保護者
PTA副会長	我喜屋 賢	卒業生保護者
事務局長	久高 友弥	教務主任
総務	神谷 優作 嶺井 龍也 金城 一樹	教職員
総務	西田 早都紀	保護者
総務	比嘉 京子	保護者
総務	仲盛 長由	保護者
総務	比嘉 友梨子	保護者
総務	福地 健	保護者
総務	島尻 千明	保護者
書記・会計	上原 美紀	卒業生保護者
顧問	平良 真也	校長
会計監査・監事	前田 長敬 眞榮田 義彦	保護者

第6号議案

*総会承認後、規約改正があるまでは各自保管用とする。

長嶺小学校PTA規約

案

第 1 条 名称及び事務所

本会は、長嶺小学校PTAと称し、事務所を長嶺小学校におく。

第 2 条 目 的

本会は、次の目的を基本に活動を行う。

- (1) 本会は、学校・家庭・地域の協力により、児童の幸せな成長を図ることを目的とする。
- (2) 本会は、児童の校外における生活指導及び地域における教育環境の改善・充実に努め、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 方 針

本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動を行う。

- (1) 児童の教育並びに福祉の為に活動し、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会並びに役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 条 活 動

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校と連携を密にし、児童を指導する。
- (2) 児童の生活環境をよくする。
- (3) 学校の教育条件の向上に努める。
- (4) 会員の知識、教養及び教育の向上に努める。
- (5) その他、本会の目的達成の為に、必要な活動を行う。

第 5 条 会 員

本会は、次の対象を会員とする。

- (1) 長嶺小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 長嶺小学校に勤務する常勤職員。
- (3) 会費は月額500円とし、会計に収めるものとする。転入による月途中入会の場合、当該月の会費は発生しない。
- (4) 会員が要保護・準要保護世帯または特別な事情がある場合は、申請を行い、会費を免除することができる。
- (5) 転校などにより退会される場合、保護者の申請によって、返金手続きを行う。
- (6) 子どもたちのために協力可能な卒業生保護者または地域の協力者は準会員として迎え入れることができる。また、準会員の会費はPTA活動の際、保険適用の為PTA予算より捻出するものとする。

第 6条 会員の権利と義務

本会は、次の権利と義務を有する。

- (1) 会員は、すべて同等の権利と義務を有する。
- (2) 会員は、すべての運営について質問し、意見を述べることができる。
- (3) 会員は、すべてのこの会の活動に積極的に参加するものとする。
- (4) 会員は、性別・年齢・社会的・経済的・地位・その他いかなる形においても差別されることはない。

第 7条 役員

本会は、次の役員をおき、執行部と名乗る。

- (1) 会長1名、副会長4名（P3名、T1名）以下、事務局長1名（T1名）、総務9名（P8名、T1名）以下、書記1名、監事2名とした体制とする。
- (2) この会に、顧問をおくことができる。
- (3) 役員の経験などを踏まえ、卒業生保護者または地域の協力者を役員として迎え入れることができる。

第 8条 役員の任務

各役員は、次の任務を意識して行う。

- (1) 会長は、会の代表として会をまとめ、総会と組織運営に必要な会を招集する。
- (2) 会長は、執行部の意見を取りまとめ、最終判断及び決定することができる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、不在の場合には、その職務を代行する。
- (4) 副会長は、各委員会のサポートを行い、委員会活動がスムーズに行えるよう仲介または連絡調整を行う。
- (3) 監事は、会長の求めに応じ、又は臨時に会計監査を行う。
- (4) 事務局長は、PTAに関わる会の会務を取りまとめ、PTA活動に支障がないよう学校側と調整を行う。
- (5) 事務局長は、事務局として、会に携わる記録や書類、備品等を管理する。
- (6) 書記・会計は、次の職務を行う。
 - ① 総会にて決定した予算に基づき事務局長を補佐し、一切の会計事務を処理する。
 - ② 事務局長または会長の指示に従って本会の庶務を行う。
 - ③ 事務局長の指示のもと、記録・通信・その他の書類管理を行う。
 - ④ 会長が必要とする場合には、諸会議へ参加する。
- (7) 会長は、顧問を委嘱する。
- (8) 総務は、執行部が担うPTA活動を主体的に行う。

第 9条 役員の任期及び選出

本会は、次の役員の任期を定め、選出方法を行う。

- (1) 正副会長、総務、監事の任期は2年とし、専門委員会の任期は1年とする。
ただし、再選をさまたげない。
- (2) 役員に欠員を生じた時は、役員会にて補充し、任期を前任者の残任期間とする。
ただし、半数以上の補充があってはならない。
- (3) 役員は、総会において選出する。
- (4) 書記・会計は、役員会において選出し、会長はこれを委嘱する。
- (5) 役員会は、監事2名を推薦し、会長がこれを委嘱する。

第10条 専門委員会

本会は、次の専門委員会をおく。

- (1) 広報委員会
- (2) ベルマーク委員会
- (3) ブックメイト委員会
- (4) 花キューピット

第11条 PTA活動と役割分担

本会は、次のPTA活動を基本とし、学校・地域と協力して児童の成長を図る。各活動では、必要に応じて会員を集め、児童のため、学校のためになるような企画を考えることができる。

- (1) 学年活動（執行部）
児童が楽しめるイベントを計画実行するとともに、普段触れ合う機会の少ない保護者同士が親睦を深め、保護者と児童が一体となって思い出を作る。
- (2) 広報活動（広報委員会）
会員に対して情報の伝達、PTA新聞の発行、その他の広報活動を行う。
- (3) ベルマーク活動（ベルマーク委員会）
定期的にベルマーク収集活動を行い、学校の教育環境を整える手伝いを行う。
- (4) ブックメイト活動（ブックメイト委員会）
児童への読み聞かせを通して脳と心の発達、すなわち情操教育の向上を行う。
- (5) 花キューピット活動（花キューピット委員会）
四季を感じられる花や小物や展示物を学校へ飾り、視覚を通して情操教育の向上を行う。
- (6) 校外指導活動（執行部）
児童の校外生活指導及びイベントにおける児童たちの安全を守る活動を行う。
- (7) 環境整備活動（執行部）
教育環境の整備、児童の学習環境の充実を考える活動を行う。
- (8) 家庭教育活動（執行部）
教育における知識向上及び会員相互の資質向上に向けた活動を行う。
- (9) 保健体育活動（執行部）
児童の保健衛生を考え、体育活動を充実するための活動を行う。

第12条 地域連携

本会は、保護者・学校・地域の強力な連携体制を目指すために、自治会やPTAのOB・OGへ協力を依頼することができる。また、地域のイベントがあれば協力を惜しまない。

第13条 総会

本会は、次の定義のもと総会と位置付ける。

- (1) 総会は、本会の最高機関であって全会員で構成する。
- (2) 総会は、会員多数の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を得なければならない。
- (3) 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回5月中までに開催する。
- (4) 臨時総会は、全会員の1割以上の要請があった場合、会長が認めた場合、会長が招集する。
- (5) 総会は、活動報告・決算報告の認定、活動計画・予算審議、役員の選出、その他重要議題について審議する。

第14条 組織運営

本会は、組織運営のため、次の定義を位置づける。

(1) 定例役員会

執行部にて構成され、原則毎月開催する。但し、総務は担う役割によって毎月参加ではない。

(2) 運営委員会

執行部、専門委員会委員長、各学年主任にて構成され、年3回開催する。

(3) 拡大運営委員会

会員すべてで構成され、年1回開催する。

第15条 経 理

(1) この会の活動に要する経費は、会費（月額500円）及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(2) 会費は、指定日までに会計へ納入する。

(3) この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(4) この会の決算は、監事による会計監査を経て総会にて報告し、承認されなければならない。

(5) この経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(6) 会費未納の会員に対しては随時必要な対応を行う。

第16条 帳簿及び備品（保管期間）*事務局保管

(1) PTA規約綴 <5年> *改正の無き場合は、最新の規約を保管用とする。

(2) 会計書類（会計簿・会費徴収簿・領収書綴り・予算、決算書） <3年>

(3) 諸会合記録簿 <2年>

(4) 寄付者名簿 <1年>

(5) 会員名簿 <5年>

(6) PTA関係資料綴り <2年>

(7) 歴代役員名簿 <11年>

(8) その他PTA活動記録簿 <5年>

(9) その他必要書類

(10) 備品（別途記載）

第17条 規約の改正

規約の改正は、総会において審議し、出席会員の3分の2以上の承認を得て決議する。

第18条 規約の始動

この規約は、令和 5 年 4 月 21 日から実施する。

第19条 慶弔・褒賞規定

本会の慶弔・褒賞に関しては、別に規定を設ける。

附則

この規約は、平成 16 年 4 月 18 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 18 年 4 月 14 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 20 年 4 月 25 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 21 年 4 月 24 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 22 年 4 月 23 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 28 年 4 月 22 日から一部改正して実施する。
この規約は、平成 29 年 4 月 21 日から一部改正し、実施する。
この規約は、平成 31 年 4 月 22 日から一部改正し、実施する。
この規約は、令和 2 年 4 月 18 日から一部改正し、実施する。
この規約は、令和 5 年 4 月 21 日から一部改正し、同日より実施する。

令和4年度～

比較資料「現規約」

＊総会承認後、規約改正があるまでは各自保管用とする。

長嶺小学校PTA規約

第一章

第1条 名称及び事務所

本会は、長嶺小学校PTAと称し、事務所を長嶺小学校におく。

第2条 目的

- (1) 本会は、学校・家庭・地域の協力により、児童の幸せな成長を図ることを目的とする。
- (2) 本会は、児童の校外における生活指導及び地域における教育環境の改善・充実に努め、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 方針

本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動を行う。

- (1) 児童の教育並びに福祉の為に活動し、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会並びに役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校と連携を密にし、児童を指導する。
- (2) 児童の生活環境をよくする。
- (3) 学校の教育条件の向上に努める。
- (4) 会員の知識、教養及び教育の向上に努める。
- (5) その他、本会の目的達成の為に、必要な活動を行う。

第5条 会員

- (1) 長嶺小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 長嶺小学校に勤務する職員

第6条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、すべて同等の権利と義務を有する。
- (2) 会員は、すべての運営について質問し、意見を述べることができる。
- (3) 会員は、すべてのこの会の活動に積極的に参加するものとする。
- (4) 会員は、性別・年齢・社会的・経済的・地位・その他いかなる形においても差別されることはない。

第7条 役員

この会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長4名、事務局長1名、総務（P3名、T1名）、書記1名、監事2名
- (2) この会に、顧問をおくことができる。

第 8 条 役員の任期及び選出

- (1) 正副会長、総務、監事の任期は 2 年とし、専門部の任期は 1 年とする。ただし、再選をさまたげない。
- (2) 役員に欠員を生じた時は、役員会にて補充し、任期を前任者の残任期間とする。ただし、半数以上の補充があつてはならない。
- (3) 役員は、総会において選出する。
- (4) 書記会計は、役員会において選出し、会長はこれを委嘱する。
- (5) 役員会は、監事 2 名を推薦し、会長がこれを委嘱する。

第 9 条 役員の任務

- (1) 会長は、会の代表として会をまとめ、総会・運営委員会・その他部会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会長の求めに応じ、又は随時に会計監査を行う。
- (4) 事務局長は、会務に係る事務を処理する。
- (5) 書記・会計は、次の職務を行う。
 - ① 総会にて決定した予算に基づき事務局長を補佐し、一切の会計事務を処理する。
 - ② 会長の指示に従って本会の庶務を行う。
 - ③ 記録・通信・その他の書類管理を行う。
 - ④ 会長が必要とする場合には、諸会議へ参加する。

第 10 条 学年委員お世話係

本会に各学年委員お世話係をおき、各学年委員お世話係は、学年・学級 PTA 集会において選出する。

第 11 条 専門委員会

本会に次の専門委員会をおく。

- ①ベルマーク ②保健体育 ③家庭教育 ④広報 ⑤環境整備 ⑥校外指導
- ⑦ブックメイト ⑧花キューピット

第 12 条 委員会の組織と任務

- (1) ベルマークは、収集活動を行い、学校の教育環境を整える。
- (2) 保健体育は、保健衛生・体育（スポーツ大会）に関する研究及び改善に努める。
- (3) 家庭教育は、会員相互の資質の向上を図る。
- (4) 広報は、会員に対して情報の伝達、PTA 新聞の発行、その他の広報活動を行う。
- (5) 環境整備は、教育環境の整備、児童の学習環境の充実に努める。
- (6) 校外指導は、児童の校外生活指導を実施、及び学校・地域と連携し安全の確保に努める。
- (7) ブックメイトは、読み聞かせを通して脳と心の発達、すなわち情操教育の向上に努める。
- (8) 花キューピットは、四季を感じられる花や小物を飾り、視覚を通し情操教育の向上に努める。

第 13 条 本会は、各字に支部をおき、支部長は各自治会長又は子ども育成会会長をもって充てる。

但し該当しない地域は支部 PTA を組織し、支部長を充てる。

第 14 条 総 会

- (1) 総会は、本会の最高機関であつて全会員で構成する。
- (2) 総会は、会員多数の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を得なければならない。
- (3) 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年 1 回 5 月中までに開催する。

ただし、不測の事態においてはその限りではない。
- (4) 臨時総会は、全会員の 1 割以上の要請があつた場合、会長が認めた場合、会長が招集する。
- (5) 総会は、活動報告・決算報告の認定、活動計画・予算審議、役員の選出、その他重要議題について審議する。

第 15 条 組織運営（総会から総会までの間は、次の期間によって運営する。）

- (1) 役員会は、会長、副会長、事務局長、総務、書記、顧問にて構成される。
- (2) 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、総務、書記、顧問、学年委員お世話係、専門正副委員長、学年主任にて構成される。

第 16 条 経 理

- (1) この会の活動に要する経費は、会費（月額 5 0 0 円）及び寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- (2) 会費は、指定日までに会計へ納入する。
- (3) この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- (4) この会の決算は、監事による会計監査を経て総会にて報告し、承認されなければならない。
- (5) この経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- (6) 会費未納の会員に対しては随時必要な対応を行う。

第 17 条 帳簿及び備品（保管期間）*事務局保管

- (1) PTA 規約綴 《5 年》 *改正の無き場合は、最新の規約を保管用とする。
- (2) 会計書類（会計簿・会費徴収簿・領収書綴り・予算、決算書） 《3 年》
- (3) 諸会合記録簿 《2 年》
- (4) 寄付者名簿 《1 年》
- (5) 会員名簿 《7 年》
- (6) PTA 関係資料綴り 《2 年》
- (7) 歴代役員名簿 《1 0 年》
- (8) その他 PTA 活動記録簿 《5 年》
- (9) その他必要書類
- (10) 備品（別途記載）

第 18 条 規約の改正

規約の改正は、総会において審議し、出席会員の 3 分の 2 以上の承認を得て決議する。

第 19 条 規約の始動

この規約は、令和 4 年 4 月 22 日から実施する。

第 20 条 慶弔・褒賞規定

本会の慶弔・褒賞に関しては、別に規定を設ける。

附則	この規約は、平成 1 6 年	4 月 1 8 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 1 8 年	4 月 1 4 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 2 0 年	4 月 2 5 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 2 1 年	4 月 2 4 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 2 2 年	4 月 2 3 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 2 8 年	4 月 2 2 日から一部改正して実施する。
	この規約は、平成 2 9 年	4 月 2 1 日から一部改正し、実施する。
	<u>この規約は、令和 2 年 4 月 1 7 日から一部改正し、同日より実施する。</u>	

第1章 適用範囲

- 第 1 条 この規定は、本会会則第 2 章 1 条の規定に基づき、本会の会員、その家族（1 親等）及び本校発展に寄与した者に対し適用する。

第2章 慶弔

- 第 1 条 次の場合は、五千円の香料をおくる。

- （1） 本会の会員、及び本校の児童が死亡した場合。
- （2） 本会の運営委員、及び本校職員の 1 親等内の者が死亡した場合。

- 第 2 条 本会の会員、及び本校の職員が、火災や天災にあった場合は、見舞金として五千円を送るものとする。

- 第 3 条 本校発展の為に顕著な功績のある者が死亡した場合は、香料として五千円をおくる。

- 第 4 条 次の場合は、五千円の祝儀を送る。

- （1） 豊見城市内小学校・中学校の記念祝賀会参加の場合。

- 第 5 条 本規定により難しいときは、運営委員会の判断によって執行することができる。

- 第 6 条 本規定の執行には、会長、又はその代理者があたる。

（ 附 則 ）

- （1） 本規定は、平成 20 年の総会で報告し、承認を受けた時点からその効力を生ずる。
- （2） 本規定は、平成 20 年 4 月 25 日に改正し 4 月 25 日より施行する。

（ 第 2 章 附 則 ） *総会議案書内文

- 第 1 条 本会の慶弔・褒賞・（派遣費）に関しては、別は規定を設ける。

長嶺小学校PTA褒賞規定

第1章 適用範囲

- 第1条 本規定は、本会の目的遂行の為に尽力した事に対して、表彰を行うことについて規定し、以て会活動のより一層の充実発展に寄与することを目的とする。
- 又、この規定は、本会会則 第2章 1条の規定に基づく。

第2章 被表彰者選考と表彰

- 第1条 被表彰者は、会員の中から次の掲げる事項の他、本会活動の充実発展、学校教育の充実発展の為に顕著な功績を残し、運営委員会で推薦され、承認された者とする。
- ①運営 ②青少年健全育成及び生活指導等の活動 ③専門活動 ④研修活動
⑤学年・学級活動 ⑥地域連携 ⑦その他
- 第2条 表彰は、表彰状授与とし、又は感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第3条 表彰は、本校PTA総会にて行うことを原則とする。
- 第4条 選考委員会は、会長・副会長・事務局長、その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(附 則)

- (1) 本規定は、平成20年の総会で報告し、承認を受けた時点からその効力を生ずる。
- (2) 本規定は、平成 20 年 4 月 25 日に改正し 4 月 25 日より施行する。

(第 2 章 附 則) *総会議案書内文

- 第1条 本会の慶弔・褒賞・(派遣費)に関しては、別規定を設ける。